

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	和光市 予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種及び新型コロナウイルスの予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康かるてシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル(健康かるてシステム)、新型コロナウイルスワクチン接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 14項、126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2 ・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第1項7号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会にかかる法令根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25.27.28.29.153の項 ＜情報提供にかかる法令根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25.26.153の項 ・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第1項7号(委託先への提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部健康支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部健康支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御 ・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御 ・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I-5詳細実施機関における 担当部署の所属名	和光市役所保健福祉部健康支援課 健康保険医療課 大野 孝治	和光市役所保健福祉部健康保険医療課 健康保険医療課 大野 孝治	事後	
平成29年6月14日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	和光市役所保健福祉部健康支援課 保険事業 担当(保健センター)	和光市役所保健福祉部健康保険医療課 ヘル スサポート担当(保健センター)	事後	
令和1年6月24日	I-5詳細実施機関における 担当部署の所属名	健康保険医療課長 大野 孝治	健康保険医療課長 川辺 聡	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和2年12月6日	IIしきい値判断項目 重大事 故	発生なし	発生あり	事前	
令和2年12月6日	IIしきい値判断項目 対象人数 取扱い章	平成26年9月18日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年12月6日	I-5詳細実施機関における 担当部署の所属名	健康保険医療課長 渡部 剛	課長	事後	
令和2年12月6日	I-4情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	事後	
令和2年12月6日	I-4情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	事前	
令和2年2月4日	I-1②事務の内容	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) による予防接種の実施、給付の支給又は実費 の2	番号法第19条第7項 別表第二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) による予防接種及び新型インフルエンザの予 防接種の実施、給付の支給又は実費の2	事前	
令和2年2月4日	I-4情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供	番号法第9条第1項 別表第一 10項	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93項	事前	
令和2年6月8日	I-4情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	事後	
令和2年6月8日	I-2特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル	番号法第19条第7項 別表第二 予防接種ファイル(健康からシステム)、新型 コロナウイルスワクチン接種ファイル	事後	
令和2年6月8日	IV-4特定個人情報ファイル取 扱いの委託	委託しない	委託する	事後	
令和2年8月3日	I-1②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) による予防接種及び新型インフルエンザの予 健康からシステム、団体内統合宛名システ ム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) による予防接種及び新型インフルエンザの予 健康からシステム、団体内統合宛名システ ム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	
令和2年8月3日	I-1③システムの名称	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	事後	
令和2年9月1日	I-3法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第7項 別表第二	事後	
令和2年9月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93項の2	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93項の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供(照会 のみ)	事後	
令和2年9月1日	I-4法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	事後	番号法改正
令和2年10月18日	I-5詳細実施機関における 担当部署	保健福祉部健康保険医療課	健康部健康支援課	事後	
令和2年10月18日	I-7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所：391-0192 和光市広沢1-5	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所：391-0192 和光市広沢1-5	事後	
令和2年10月18日	IIしきい値判断項目	令和2年10月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年10月18日	II-3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年10月18日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	保健福祉部健康保険医療課	健康部健康支援課	事後	
令和27年4月24日	I 関連情報 9.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93項の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供(照会 のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表 14項、126項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定め る事務を定める命令 第10条、67条の2 ・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイル ス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワ クチン接種記録システムを用いた情報提供(照 会のみ) ・番号法第19条第17号(委託先への提供)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和27年4月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワ ークによる情報連携 2.法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項・115-2項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 16-2項・16-3項・115-2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイル ス感染症対策に係る予防接種事務)における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供 (照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 25.27.28.29.153の項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 25.28.153の項 ・番号法第19条第17号(新型コロナウイル ス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワ クチン接種記録システムを用いた情報提供(照 会のみ) ・番号法第19条第17号(委託先への提供)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和27年4月24日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録 業務に係る構造的なガイドラインを遵守して いる。また、人手が介在する局面ごとに、人為 的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のよ うな対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は 複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施設できる書類 等に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリ ティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実 施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	事後	新様式対応
令和27年4月24日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策 十分である ・端末の起動において、生体認証により権限の ない者の端末利用制御 ・業務システムにはICカードによるアクセス制御 により対象業務メニューへのアクセス制御 ・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受 けている	事後	新様式対応
令和27年4月24日	IIしきい値判断項目	令和5年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	